

将来の見通しは？ 今後の方針!!

43億円の「行政改革大綱」と「集中改革プラン」

収入が減り続けるなか、義務的な支出が増え、財政は赤信号状態です。

このままでは毎年の収支不足の累積により、やり繰りができなくなり、通常の行政運営が困難になってしまいます。

このため早期の大胆な改革が必要となっています。

このことから、平成17年度に「大洲市行政改革大綱」（平成17年度～平成21年度）とその大綱を実現するため「大洲市集中改革プラン」を策定しました。

この計画策定時に予測した財源不足額は、平成18年度から平成21年度の4年間で約43億円となっています。



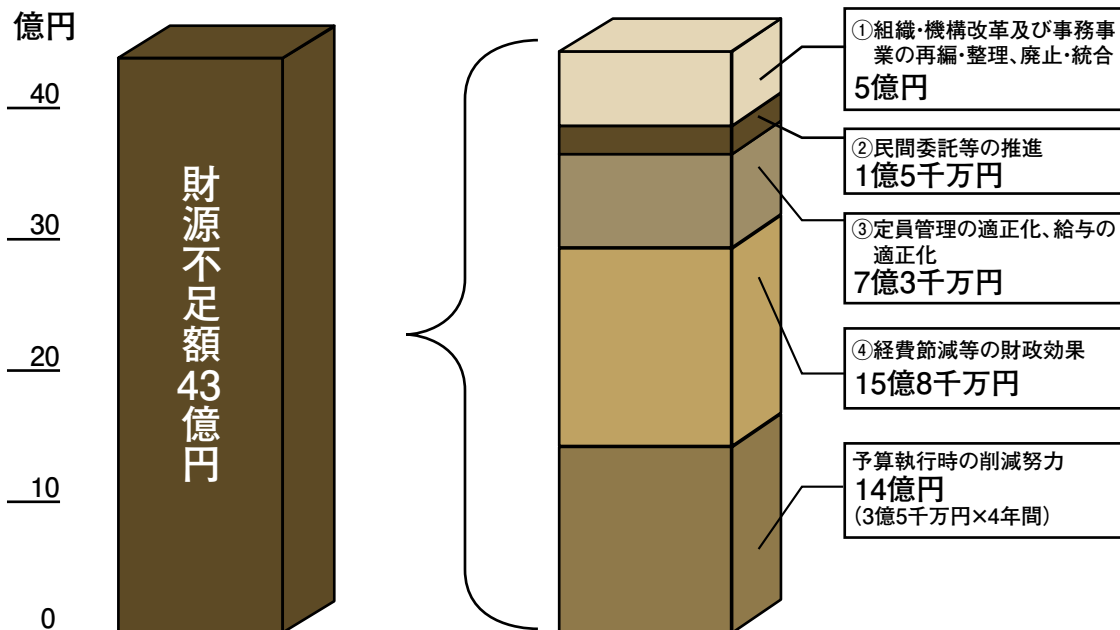
このような危機的な状況なか、市民の皆さんと職員が一体となって合併後の新しい「大洲市」の実現に取り組むことで、財政危機からの脱却を図り、持続可能な財政運営体制を構築していきたいと考えています。

このように、計画期間（平成17年度から平成21年度）で130項目の改革、その効果目標額を29億6千万円として改革に取り組んでいきます。また、職員一人ひとりの不断のコスト意識や事務改善意識により、市民サービスの向上とともに経費節減を図り、執行時の削減努力目標額として毎年3億5千万円を見込んでいます。

- ① 組織・機構改革及び事務事業の再編・整理、廃止・統合
 (44項目・5年間目標額 5億円)
- ② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）
 (39項目・5年間目標額 1億5千万円)
- ③ 定員管理の適正化、給与の適正化
 (14項目・5年間目標額 7億3千万円)

- ④ 経費節減等の財政効果
 (28項目・5年間目標額 15億8千万円)
- ⑤ 計画の進捗管理と公表
 (5項目)

集中改革プランの目標



補助金・負担金の見直し

補助金・負担金の見直し

―集中改革プランから―

今後取り組んでいく集中改革プラン（改革推進プログラム）の一つである『補助金・負担金の見直し』についてお知らせします。

① 補助金等の現状と課題

補助金の交付は、公益活動の推進や市民活動の活性化などの役割を担っていますが、一方で、特定の団体等への長期間同額交付による既得権化、あるいは、真に必要な補助金であるかの検証がおろそかになり漫然と支出している、合併前の市町村が交付していた補助金を継続し地域間格差が生じている、などの弊害が見受けられます。

また、非常に厳しい財政状況の中、現状のままでは、地域の課題、市民のニーズの多様化に対応できない状況であり、この観点からも補助金等のスクラップアンドビルドを図る必要があります。

② 補助金等の見直し

平成18年度予算において、市長給料などの10%カット等とともに団体活動等補助金の5%カット、その他の補助金についても原則5%カットを実施いたしました。

しかしながら、この一律カットはあくまでも暫定的なもので

あり、公平性、透明性の確保、そして市民の皆様が納得するものとするため、補助金・負担金等の公益性・必要性・効果性・独創性・適格性について検証し、抜本的な見直しを行いたいと思っております。

このため、庁内の内部組織による評価や市民の有識者で組織する大洲市補助金等審査会の審査を経て、今後の方針の決定を行うこととしています。

このことにより、平成19年度予算においては、平成18年度のカット分を含めまして1億円を目標に補助金等の見直しをさせて頂こうとするものです。

市民の皆さんをはじめ、関係諸団体の方々には、様々な影響がでる場合も考えられますが、諸般の事情等をお察しいただき、ご理解とご協力をお願いします。

なお、この見直し結果につきましては、広報『大洲』やホームページ等で公表することにしております。

補助金見直しの流れ

補助金評価項目

公益性

活動結果が、特定の者のみの利益に終わることなく、広く市民福祉の向上に寄与している。

必要性

- ① 事業の目的や内容が明確であり、かつ社会情勢に合致している。
- ② 市民と行政の協働の観点から、真に市が補助すべき事業・活動である。

効果性

補助金の交付に対して効果（有効性及び効率性）が認められる。

独創性

事業・活動の発想や着眼点、先見性、発展性等から見て、独創性や創造性、地域性が感じられる。

適格性

- ① 団体等の会計処理及び補助金の使途が適切である。
- ② 補助金額が、その団体等の繰越金額及び活動費と比べて適正である。

庁内の内部組織で評価

大洲市補助金等審査会で審査

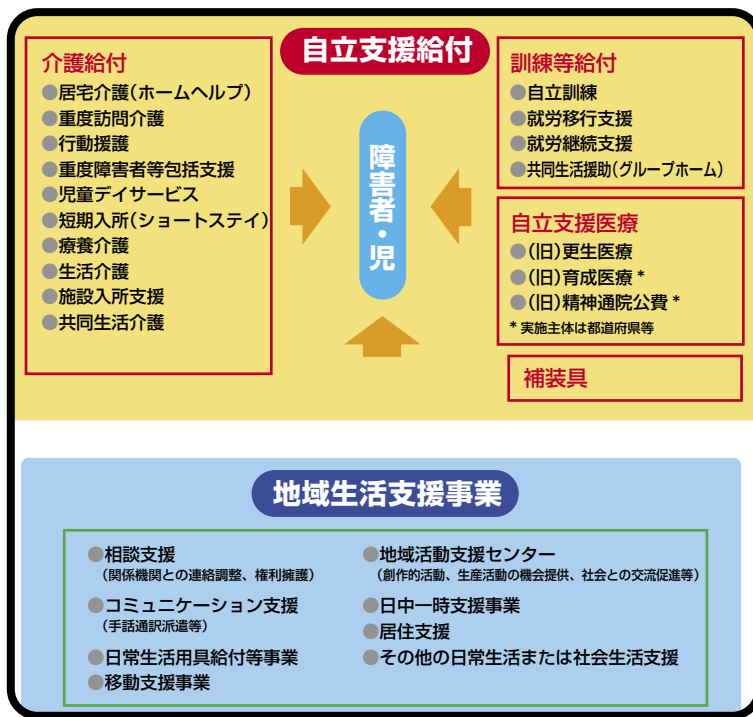
（市民の有識者で組織）

最終決定

障害者自立支援法が完全実施されます

4月にスタートした主な内容は、3障害（身体障害、知的障害及び精神障害）を対象として福祉サービスを提供する点、公費負担医療が自立支援医療として統合された点及びこれらの利用者負担が1割になった点ですが、10月からは、介護給付（ホームヘルプサービスやショートステイなど）を利用する場合は、障害程度区分の調査を受け審査会で区分の認定を受けること、補装具の利用者負担が1割になること、地域生活支援事業が始まること及び施設サービスが5年を掛けて新サービスに移行することとなります。

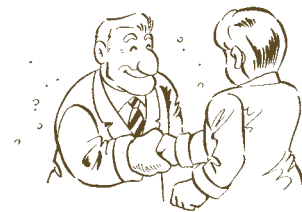
【障害者自立支援法で提供されるサービス】



介護給付のサービス 利用について

これまでもあったホームヘルプサービスやショートステイ、また新しいサービスとなる「介護給付」に該当するサービスを利用する場合は、障害者の心身の状態を総合的に示す（障害程度区分と言います。区分1〜区分6、非該当があります。）ための調査（106項目あり、1時間から2時間掛かります。）

を行い、審査会で区分の認定を受けサービス利用の支給決定を受けます。なお、18歳未満の障害児については、障害程度区分認定調査の代わりに10項目程度の調査を基に区分1〜区分3を認定します。



【所得に応じた月額負担上限額一覧表】

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で収入が年80万円以下の方	15,000円
低所得2	上記以外の市民税非課税世帯	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

訓練等給付のサービス 利用について

グループホームや自立訓練など「訓練等給付」を利用する場合は、「介護給付」と同様に障害程度区分認定調査を受けます。ただし、この調査は心身の状態を把握するために区分認定までは受けずに、サービスを暫定的に利用し、本人の利用適正を確認して支給決定を受けます。

補装具の利用者負担 が1割になります

車椅子や義足などの補装具費支給に係る利用者負担が、サービス費用の1割になります。なお、世帯の所得状況に応じた月額負担上限額が設けられ、高額な補装具を申請しても負担が増えすぎないよう軽減が図られています。（左上図参照。なお世帯において市民税所得割最多納税者の納税額が50万円以上の場合、補装具費支給の対象外となります。）

入所施設などの新 サービスへの移行に ついて

障害者の施設サービスについては、今後5年間に日中活動の事業と夜間の住まいを提供する事業に分かれて順次新サービスに移行します。サービスには、「介護給付」や「訓練等給付」に該当するものなど様々な種類があります。

介護保険料の特別徴収

(障害のある方へ)
地域生活支援事業について

これまでの障害者デイサービスや日中ショートステイなどは、地域活動支援センターや日中一時支援事業として、視覚障害者などの外出介護については移動支援事業としてサービスを提供します(下図参照)。なお、日常生活用具給付等事業についても給付費の1割が利用者負担となります。

サービスの利用について

介護給付をはじめ、これらのサービスについては、申請書を提出し、支給決定を受けてから利用となります。

申請に必要なものとして、障害者手帳、印鑑のほか、利用者負担の軽減を申請する場合は低所得であることを示すものが必要となります。また、障害程度区分認定調査や聞き取り調査を行います。

詳しくは、市役所高齢福祉課 障害福祉係または支所市民福祉課までご連絡ください。

新しい事業名	内 容	負担及び補足
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供、社会交流の促進などを行う。	サービス費用の1割負担。従来の 障害者デイサービス に相当する事業です。
日中一時支援事業	日中監護する者がいないため、一時的にあずけて見守り等を行う。	サービス費用の1割負担。従来の 日中ショートステイ に相当する事業です。
移動支援事業	視覚障害者や知的障害者など外出時の支援を行う。	サービス費用の1割負担。従来の 外出介護 に相当する事業です。
日常生活用具給付等事業	自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行う。	給付費の1割負担 。従来の日常生活用具に ストマ用具や点字器等 が含まれます。

問い合わせ先

市役所高齢福祉課障害福祉係

☎22111

(内線179・178・169)

長浜支所市民福祉課

☎1111 (内線33)

脇川支所市民福祉課

☎2340 (内線402)

河辺支所市民福祉課

☎2111 (内線125)

65歳以上の遺族年金・障害年金受給者のみなさんへ

平成18年10月から介護保険料の特別徴収(年金からの天引き)が始まります

介護保険料の納付方法としては、あらかじめ年金から差し引かれる特別徴収と納付書や口座振替等により直接納付する普通徴収の2種類あります。このたび制度が改正され、特別徴収の対象となる年金に新たに遺族年金と障害年金が追加されることとなりました。

どうして年金から天引きするのですか?

被保険者のみなさんの介護保険料を納める手続きを簡素化することや納め忘れを防止することにより、納付率を向上させるためです。

どんな手続きが必要ですか?

年額18万円以上受給される見込みであること等の要件を満たし、対象となる場合は、特に手続きをしなくても、平成18年10月支給分の年金から自動的に切り替わることとなっています。

通知はあるのですか?

対象となる場合には、7月に「納入通知書(介護保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」でお知らせしています。今

後も新たに対象となれば、随時通知書でお知らせします。また、年金支払者(社会保険庁等)から送付される「年金振込通知書」にも記載されますので、併せてご確認ください。なお、今までどおり、介護保険料の算定の際に遺族年金及び障害年金の受給額は、所得に含まれません。

問い合わせ先

市役所高齢福祉課

介護保険管理係

☎22111

(内線168・173・174)

長浜支所市民福祉課

☎1111 (内線21・22)

脇川支所市民福祉課

☎2340 (内線400)

河辺支所市民福祉課

☎2111 (内線151)

